

男鹿市条例第 5 号

男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年男鹿市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) <u>(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(7) 利用特定個人情報 法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 (略) 3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報であって</u>自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 (略) 別表第 2（第 4 条関係）	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。 2 (略) 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって、</u>自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 (略) 別表第 2（第 4 条関係）

改正後			改正前		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
市長	男鹿市福祉医療費支給要綱で定める医療費の支給に関する事務	<u>市町村民税に関する情報、住民票関係情報、健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報、船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報、国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報、共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報、生活保護実施関係情報、外国人生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報</u>	市長	男鹿市福祉医療費支給要綱で定める医療費の支給に関する事務	<u>個人住民税の課税に関する情報、住民票に関する情報</u>
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	個人住民税の課税に関する情報、住民票に関する情報、 <u>生活保護に関する情報</u>	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	個人住民税の課税に関する情報、住民票に関する情報
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。					

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。